

一般国道及び一級河川の直轄区間の見直しに係る 個別協議の状況について

国土交通省
埼玉県

一般国道及び一級河川の直轄区間の見直しについては、地方分権改革推進委員会の勧告及び地方分権改革推進要綱（第1次）（平成20年6月20日地方分権改革推進本部決定）に基づき、協議を進めております。

今般、国土交通省と埼玉県双方において、

- ①一般国道及び一級河川の直轄区間の移管に伴い、その整備や大規模改修、維持管理に対し将来とも確実に財源措置がなされることなど、平成20年10月3日付けの全国知事会から国土交通省への申し入れや埼玉県からの要望に適切に対応すること。
- ②移管の時期については、事業中の箇所があること等を踏まえ、今後、適切な時期を協議すること。
- ③今後、地方分権改革推進委員会や全国知事会、埼玉県から道路・河川の移譲範囲の更なる拡大が求められた場合には適宜協議すること。

を前提に、一般国道及び一級河川の直轄区間の見直しに関する個別協議の現時点における状況について、下記のとおり確認します。

記

1. 道路

(1) 移管する方向で今後更に調整を進めていくもの

①早期の移管が可能と見込まれるもの

路線番号	起点	終点	延長(km)	備考
4	越谷市下間久里	茨城県境	27	
17	東京都境	さいたま市北区吉野町	4	さいたま市間を除く
17	鴻巣市箕田	深谷市西田	32	
合計			63	

②一定期間後（整備後等）に移管が可能と見込まれるもの

路線番号	起点	終点	延長(km)	備考
4	草加市新善町	春日部市水角	14	東埼玉道路の一般部が供用した時点
17	深谷市岡	群馬県境	12	本庄道路完成後の現道区間
17	さいたま市北区吉野町	鴻巣市箕田	18	上尾道路の全線整備後 さいたま市間を除く
合計			44	

(2) 移管の可能性について引き続き協議するもの

路線番号	起点	終点	延長(km)	備考
16	東京都境	千葉県境	40	さいたま市区間を除く
298	和光市新倉	東京都境	29	さいたま市区間を除く
合計			69	

2. 河川

(1) 移管する方向で今後更に調整を進めていくもの
対象無し

(2) 移管の可能性について引き続き協議するもの
対象無し

以上。